

① 直近5年間で、難民審査参与員117名で年間に何件の難民認定審査をしているか。臨時班の人数と審査数、常設班の人数と審査数。

(答)

特定の難民審査参与員の事件処理数等については統計を取っていない上、難民審査参与員数及び班数は年間で変動するため、お答えすることは困難です。

なお、令和4年の不服申立ての処理数は、5,232人です。

## ② 入管庁内での難民認定審査の決裁の流れはどのようなものか。

(答) 難民認定申請（一次審査）において、難民調査官が所要の調査を終えたときは、例えば、東京出入国在留管理局の場合、難民調査を担当する部門の統括審査官、首席審査官の決裁を経て、審査監理官、次長、局長までの決裁を経ることとしている。

このうち、難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件や、申請者の難民該当性に係る判断に困難が伴う案件などについては、本庁長官に請訓を行うこととしている。

**③ 難民認定手続においては、出身国に関する最新かつ厚みを持った情報の収集や難民保護の理念に沿った分析が必要。出身国情報の収集を専門的に行う職員が配置されたのはいつからか。また現在何人が配置されているのか。**

(答)

入管庁においては、平成29年5月に出身国情報の収集・分析に従事する職員(COI担当官)を配置しています。

令和5年4月現在、出身国情報の収集・分析に専従する職員として5名の職員が配置されています。

④ 3回目以降の難民申請者が提出した資料が、相当の理由がある資料に当たらないとの判断に対して、不服申立を行うことは可能か。

(答) 相当の理由がある資料に当たるか否かの判断に関して、独立して不服申立ての対象とする必要はないと考えています。

**⑤ 現在の未成年者の仮放免者数は。**

(答)

未成年の仮放免者数の人数については、通常の業務において統計を作成していないことから、現在におけるこれら的人数をお答えすることは困難です。

**⑥ 直近5年間の収容に代わる措置の許可率（国別内訳）。**

（答）

「収容に代わる措置」が仮放免ということであれば、通常の業務において仮放免の許可率の統計を作成していないことから、お答えすることは困難です。

⑦ 直近5年間の仮放免中の人が死亡した数や要因。

(答)

仮放免中に亡くなった者の数や要因については、その統計を取っていないことから、お答えすることは困難です。

## ⑧ 直近5年間の逃走者の数と逃走理由

(答)

- 仮放免中に逃亡し、入管当局により手配中の者
  - ・令和4年末時点 1, 410人 (速報値)
  - ・令和3年末時点 599人
  - ・令和2年末時点 415人
  - ・令和元年末時点 362人
  - ・平成30年末時点 328人
  
- 逃走理由については、個別の事案ごとに様々であると考えられ、一概にお答えすることは困難です。

⑨ 直近5年間で退去強制令書発付後に難民認定された人の数は何人か。

(答)

直近5年間で退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は、

平成29年 1人

平成30年 5人

令和元年 1人

令和2年 2人

令和3年 2人

です。

(注) 審査請求(不服申立て)の結果、難民認定した者も含む。

**⑩ 直近5年間で退去強制令書発付後に人道的な配慮を理由に在留を特別に許可したものの数**

(答)

直近5年間で、難民とは認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は、

平成29年 26人

平成30年 19人

令和元年 22人

令和2年 20人

令和3年 114人

です。

(注) 審査請求(不服申立て)の結果として在留を特別に許可したものを含む。

⑪ 直近5年間で、3回目以降の難民申請で人道配慮で庇護された数

(答)

直近5年間で、3回目以降の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は、

平成29年	1人
平成30年	6人
令和元年	6人
令和2年	6人
令和3年	71人

です。

(注) 審査請求(不服申立て)の結果、在留を認めたものを含む。